

このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（第10条）

人が遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟が回遊する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇又はこれらにけん引される物を縫行し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は千葉県条例で禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。

●漁業法（第195条）

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為は、法律により禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。

●小型船舶の航行の安全に関する教則（第3章の2）

国土交通省が作成している「小型船舶の航行の安全に関する教則」の中で、ローカルルールにおいて航行が制限されている水域については、地元の漁業協同組合や海上保安署へ事前に確認するよう指示されています。

届出・連絡

海上でイベントやレース等を行う時は
届出をしてください。

◆千葉海上保安部 館山分室

☎0470-20-0118

漁業権の漁場区域にかかるイベント等を行う時は
漁業協同組合に連絡してください。

◆岩井富浦漁業協同組合

☎0470-33-2511

海・浜を利用するイベント等は届出をしてください。

◆安房土木事務所 ☎0470-22-4342

水難事故等が発生した場合の連絡先



◎海の「もしも」は 118

◆安房郡市消防本部 119

◆千葉海上保安部館山分室

☎0470-20-0118

◆館山警察署 ☎0470-23-0110

南房総市では、昔から漁業者らが海を生活の場として利用しており、水産資源の保全にも努めています。一方で、近年様々なマリンスポーツを楽しむ方々が訪れる中で、特に水上オートバイの高速航行や危険な航行により、漁業者の操業や釣りボート等の営業に支障をきたす事例や、大きなエンジン音による騒音により、周辺住民の生活に悪影響を及ぼすなどの問題も発生しているところ。そのため、海・浜における事故やトラブルを未然に防ぎ、誰もが安心して快適に過ごせる海・浜にしていけるよう「南房総 海・浜のルールブック」を作成しました。ぜひ、このルールを守り、安全で快適な思いやりのある海・浜の利用をお願いします。

南房総市

南房総市富浦町青木 28 番地

農林水産部農林水産課

商工観光部観光プロモーション課

☎0470 (33) 1071

☎0470 (33) 1091

協力機関

【南房総 海・浜のルールづくり検討委員会】

岩井富浦漁業協同組合／（一社）南房総市観光協会／南房総市内房商工会／富浦釣りボート組合／富浦貸しボート組合／富浦夏期売店組合／岩井民宿組合／富浦民宿組合／（有）ポパイマリンスービス（鋸南町）／スズキマリリン（富津市）／大房岬自然の家／南房総アクティビティズプラットフォーム MAPs.／海上保安庁千葉海上保安部／千葉県安房土木事務所／千葉県安房地域振興事務所／千葉県館山水産事務所／千葉県南部漁港事務所／千葉県館山警察署／安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部館山消防署

このルールブックは、「南房総 海・浜のルールづくり検討委員会」においてまとめられたものです。

南房総 海・浜のルール

URL <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/>



南房総

内房地区

海・浜の
ルールブック

水上オートバイ
ユーザーの皆さんへ





-  遊走禁止エリア
(レスキュー、パトロール船、漁船 除く)
-  徐行エリア
-  潜水漁・磯根・アマモ育成エリア
-  海水浴エリア
-  漁船以外利用自粛エリア

岩井・富浦地区規制マップ

 富浦沖灯浮

潜水漁
エリア
(航行自粛)

富浦・岩井海岸沿岸では、あらゆる場所で潜水漁や定置網漁など様々な漁業が行われているため、徐行エリアであっても迂回して航行すること。



中の魚が排気音で驚き、網に衝突死するおそれがあるので、イクスには近づかない。



器物破損のおそれがあるため、定置網には近づかない。



事故防止のため、操業中の漁船・遊漁船には近づかない。

水難事故が発生した時は！



海上で助けを呼ぶ時は！
頭の上で両手を左右に振って合図をしましょう
合図を見た人は！
急いで右の連絡先に電話をしてください

警察署 110

消防本部 119

海の緊急連絡 118

鋸南町

海水浴場

地曳網

漁業者・手漕ぎボート
その他小舟へ影響を
及ぼす
「遊走禁止エリア」

漁船
航路

地曳網

高崎漁港

岩井

小浦漁港

南無谷漁港

漁業者・手漕ぎボート
その他小舟へ影響を
及ぼす
「遊走禁止エリア」

富浦漁港
(豊岡泊地)

漁船
航路

海老網

岡本栈橋

富浦漁港

多田良漁港

雀島

館山市

しない・させない



徐行エリア内では、5ノット(時速10km)以上で走行しない。



砂浜や構造物上での焚火や直火焚のバーベキューは禁止です。



一般車両やオートバイの海浜への乗り入れはしない。



夜 10 時から翌朝 6 時までは打ち上げ花火・音の出る花火は禁止です。



他の人の設置したブイやマーク、旗には近づかない。



アワビやサザエ等の貝類や海藻類をとってはいけません。



通行の妨げになるため、路上駐車はしない。



遊泳禁止エリア内では、動力船による牽引遊具は使用しない。